

社会福祉施設・事業の整備をご検討のお客様・・・

- 独立行政法人福祉医療機構では、東京・大阪に窓口を随時設けており、社会福祉施設・事業についての融資相談をお受けしています。
- 当機構の福祉貸付制度は長期返済、固定金利が特徴で、施設の安定経営のお役にたてると考えております。
- 公的融資制度のため、残念ながらご利用いただけない場合もありますが、以下をご一読いただき利用検討を頂ければ幸いです。

どんなことが相談できる？

 **社会福祉施設・事業にかかる次の資金の融資についてご相談を承ります。**

建築資金

施設・事業に使用する建物の新築、増改築、内部改修、購入のための資金。整備に必要な造成費・解体費・仮設費も含まれます。

設備整備資金

設備・機械等購入をする資金。
※単独での申込み、建築資金との同時申込みのどちらでも可能。

土地取得資金

補助内示を受けた整備事業の敷地購入資金、現在運営している施設・事業の敷地（借地）の購入資金。

融資相談をするためには具体的にどうすればよい？

 **まずはお電話を！**

北海道～三重県のお客様

東京本部(福祉審査課) 03-3438-9298

福井県および滋賀県～沖縄県のお客様

大阪支店(福祉審査課) 06-6252-0216

NPO 法人のお客様

東京本部(NPOリソースセンター) 03-3438-4756

- ★相談日の予約を承ります。
- ★詳細確認に必要な資料をご案内します。
- ★遠方で来所いただけない方の融資相談方法をご案内します。
- ★もちろん一般的な内容は電話のみでもお答えします！

■ 次の資料をご持参ください（簡易相談を承ります）

- ①融資相談票
- ②決算書（直近2カ年分）、収支計画表
- ③敷地公図（法務局発行の地図 ※写し可）、建物配置図・平面図
- ④（創設の場合）役員一覧・母体法人がある場合は当該法人概要が分かる資料
- ⑤別計画がある場合は関係資料
- ⑥その他（パンフレット等相談に必要な参考資料）

※お客様が詳細に確認したいことがあれば、必要な資料もご持参ください。